

## 第4回 聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会 議事概要

- I 日時：令和4年7月4日（月）13:30～15:30
- II 場所：聖籠町役場2階 第1会議室
- III 委員：全委員出席
- IV 次第
  - 1 開会のあいさつ
  - 2 協議（議長：委員長）
    - (1) 第3回の審議内容の確認について（資料①）
    - (2) 令和4年度以降の地域移行について（資料②、追加資料①、追加資料②）
    - (3) 提言案の検討について（資料③）
    - (4) ガイドライン案の検討について（資料④）
    - (5) 今後の検討委員会の予定
      - ・第5回 令和4年8月 ガイドライン案検討③、提言答申他
  - 3 その他
    - ・第5回以降の予定について
  - 4 閉会のあいさつ

## V 議事概要

### 1 開会のあいさつ

#### ○事務局

ただ今から、「第4回聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」を開催します。最初に、教育長が開会のあいさつを申しあげます。

#### ○教育長

杉崎委員長様のリードのもと、委員の皆様から詳細に渡ってご検討いただき感謝申し上げます。6月議会においても部活動の地域移行について質問を受け、想定段階ということで答弁しました。今後、当委員会からの提言を受けて、町としての方針を決定し、準備を進めていくこととなります。聖籠町の子どもたちが土日に健やかに、健全に、そして、有意義に過ごすことができるようにお導きいただくよう、ご検討をお願いいたします。

### 2 協議

#### ○事務局

協議に入りますが、ここからは設置要綱第5条により杉崎委員長に議長をお願いします。

#### (1) 第3回の審議内容の確認について

#### ○議長

要項に従い、「(1)第3回の審議内容の確認について」、事務局お願いします。

○事務局

資料①をご覧ください。第4回の協議を進めるに当たり、資料①にある5点について確認します。(資料①を読み上げる)

- 1 令和5、6年度(移行期間)の対象部活動について
- 2 学校部活動と地域部活動の指導方針等の一致について
- 3 「提言案」について (1)、(2) (3)
- 4 「ガイドライン案」について
- 5 その他

以上です。

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

ないようなので、次に「(2)令和4年度以降の地域移行について」、事務局お願いします。

(2) 令和4年度以降の地域移行について

○事務局

資料②をご覧ください。前回ご指摘をいただいた点を修正し、地域を先に教員を後に変更しました。

もう、2点お願いします。本日お配りした追加資料をご覧ください。この6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が提言(以下、「検討会議提言」)をスポーツ庁長官に手交しました。追加資料②はその概要です。その中で、休日の地域移行の日程が示されました。追加資料②によりますと、令和5年度から令和7年度を改革集中期間と位置付けています。これは令和7年度末までに地域移行するという事です。そこで、追加資料①にあるように、聖籠町も令和7年度初に完全移行の予定でしたが、令和7年度の中3が全ての大会を終了する8月までは現状を維持し、9月以降に一斉に移行するという方が生徒にとっても、教員にとってもよいのではないかとということです。費用の面でも9月以降に一斉とした方が算出しやすいのではないかとということです。このことは、提言でも少し触れていますのでご検討をお願いします。

もう、1点は部活動指導員の任期についてです。柔道は令和5年度まで、卓球は令和6年度までとなります。地域移行のスケジュールを踏まえ今後の処遇について考える必要があります。

○議長

当初は令和7年度初をスタートとしていましたが、「検討会議提言」で令和7年度末がゴールと示されたことによる変更です。

ご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

今後、令和7年度の地域移行に係る小学生について、何らかの広報やアンケ

ートが必要と思います。

○事務局

小学生及び保護者への広報等についてですが、広報はこれまで県及び町から複数回行ってきています。アンケートについては、現段階ではかなり先の話なので今実施しても当事者意識をもって回答することは難しいと思っています。具体的には令和6年度を目途に、実際に地域移行する際の疑問や要望等について調査した方がより効果的なアンケートになると考えています。

○委員

令和7年度末までに移行を完了するスケジュールですが、教員は異動の関係があって予測が難しいです。職員の中には初任者や2校目の先生など3年で異動する先生、今年度で3年目を終了し、最大でも2年で異動になる先生等が混在している状況です。

○委員

指導者の資格についてですが、令和7年度に開始するとなると令和6年度中に資格を取得する必要があります。そうすると、令和6年度中に資格取得のための講習が行われると考えると、令和6年度初にはある程度の指導者を確保しておかないと対応できないと思います。

○事務局

「検討会議提言」に指導者資格について触れている部分があります。今後、この「検討会議提言」を受けて、国や各自治体が指導者資格の取得について対応していくものと思います。

○委員

公認スポーツ指導者資格の取得には何が必要ですか。

○委員

私の場合は土日の終日の講習と最後に資格試験を受けました。その後は4年に1回の更新及び講習が必要でした。

○委員

一般的な講習には2日間必要です。新潟県で受けられない場合は他県に講習を受けに行く場合もあります。新潟県の場合は年2回です。また、通信という方法もあります。

公認というわけではないですが、村上市では市として資格を承認しているようです。これから情報収集したいと思います。

また、スポ少の場合は2人の公的な資格をもった指導者が必要となっているのですが、1人もっていれば他の1人は補助的に入ってもらってもよいというようなやり方も考えられます。今後整備していく必要があります。

○議長

指導者の資格についてはこの検討委員会での提言に盛り込むより、スポネットせいろうの方で検討していく性質のものかと思っています。例えば、今後認定するに当たって、公認資格はないのですが、部活動の指導経験がある人も認めていくような柔

軟な体制を作っていた方が地域移行に対応しやすいのではないかと思います。

○委員

確かに、提言で決められてしまうとそれに沿った形でしか動けず、身動きが取れない事態も予想されます。国とは別に、事務局で指導者の条件を決めて、資格を認めていくような形がやりやすいと思います。

○議長

当委員会としては、指導者には十分な資格をもった人を当てるようにと提言はしますが具体については、事務局が整備する方がよいと思います。ただし、これまで指導経験のない方が指導者となる場合に、公認の資格が必要となる、というような考え方でいいですね。

○委員

意欲があっても、昔ながらの指導の経験しかなく、現代のスポーツの指導方法を知らない人が指導者となると好ましい地域部活動とならないことが予想されます。

○議長

他にないようなので「(3) 提言案の検討について」、事務局お願いします。

### (3) 提言案の検討について

○事務局

資料③をご覧ください。「前文」、「提言1」、「提言2」、「提言3、4」のまとめり毎に区切ってご意見やご質問等を受けたいと思います。前回ご指摘をいただいた点については下線部太字で記載しています。

また、令和4年6月6日に出された「検討会議提言」を踏まえ、加除修正した部分があります。それぞれの部分でご説明します。

○議長

「前文」について、修正部分説明、事務局お願いします。

○事務局

「検討会議提言」を受けて、地域移行の日程について加除修正しました。

○議長

「前文」について、ご質問等がありましたらお願いします。

○議長

ないようなので、「提言1」について、修正部分の説明、事務局お願いします。

○事務局

改めて、読み直して、不要な情報や表現の修正及び「検討会議提言」で記載されている内容で必要な事項を書き加えました。

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

○委員

受益者負担について、提言では令和5、6年度の補助、施設使用料の減額や免除、国等からの支援の活用、経済的に困窮する家庭への配慮について触れていますが、町自体に補助を求める必要はないですか。町は不交付団体なので、国からの補助が見込めるのかについても心配です。

中学校のPTA総会でも地域移行の説明はしましたが、特に反応はありませんでした。現中学生の保護者は直接かかわらないので、あまり実感がありませんでした。しかし、令和7年度が近づいてくると保護者は自分が負担するということとなると、多くの意見が出てくるものと思います。

○議長

その点について、委員会としてこうあるべきだという議論を残すことが大切だと思います。この委員会で検討することはこの表現でよしとするか、積極的に町に受益者負担の軽減を求めていくかということになります。

○委員

教員が指導者となる場合も想定されることから、指導の姿がこれまでと変わらないのに負担が増えることに対して保護者から意見が出てくると思います。現状を考えると地域から指導者を確保できるかどうかについては難しい面があり、そうすると教員が地域指導者とならざるを得ない状況が発生します。こうなるとますます、これまでと変わらないのに、負担が増えることに対する不満が出てくるのではないかと考えています。可能な限り、国や自治体からの補助が必要になると思います。

○委員

生徒は地域部活動の加入について、選択できるのですか。

○事務局

学校部活動と地域部活動は全く異なるものとなるので、別々に加入手続きをすることになります。極端な例として、学校部活動には加入するが、地域部活動には加入しないということもあり得ます。

○委員

そうなると大会参加はどうなりますか。

○事務局

その大会の性質により判断することになります。中体連の大会であれば、学校部活動として参加することになりますし、協会や民間の大会であれば、どの立場で参加するかで違ってきます。

○委員

このことは指導者も同じです。ある先生が自分は聖籠中の学校部活動指導者で、新発田の地域部活動指導者となっている場合はどちらの指導者として民間の大会にでるのか分からないという話を聞いたことがあります。

○委員

中体連の大会の場合は、教員は学校部活動の指導者が原則です。

○委員

令和7年度末までに地域部活動の指導者が見つからない場合はどうなりますか。

○事務局

昨年度、町長部局と町教委で相談したときは、教員の働き方改革を喫緊の課題ととらえ、学校部活動は平日のみとし、土日で活動する場合は地域部活動で活動するという基本スタンスと考えました。そうすると、地域部活動の指導者が揃わない場合は土日の地域部活動は原則としてできないということになります。ただ、提言では、前文に準備が整わない場合には関係者が対応を協議すると記載しています。

○委員

地域移行が始まってしまうと、校長として、教員に土日に学校部活動をしてくれとは言えなくなると思います。

○事務局

県もこれまで休日の学校部活動については、特殊勤務手当を支給してきました。しかし、この額も減少してきています。将来的に、学校部活動が地域移行すればこの特殊勤務手当の存在理由がなくなり、支給もなくなることも考えられます。

○委員

私も保護者と話す場合があるのですが、率直な意見として、よく分からないというものが多かったです。ただ、保護者としては丁寧な説明があれば、理解はできるのではないかと言っていました。私自身も丁寧に説明していきたいと思っています。

○議長

これまで議論をしてきましたが、原案でも自治体では受益者負担について検討してもらえるものということで本委員会では特に文言の修正はしないことでよいですね。

○議長

他にないようなので、「提言2」について、修正部分の説明、事務局お願いします。

○事務局

文言の追加・修正のみです。

○ご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

ないようなので、「提言3・4」について、修正部分についての説明、事務局お願いします。

○事務局

文言の修正のみです。

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

ないようなので、「(4)ガイドラインの検討」について、事務局お願いします。

(4) ガイドラインの検討について

○事務局

今回はまとめり毎に区切って読み上げます。その後、ご意見等をいただきます。

○事務局

(「1 ガイドライン策定の趣旨」について読み上げる。)

○議長

「1」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

表題は「聖籠町中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」、1の後半は「聖籠町部活動ガイドライン」となっているので、統一した方がよいと思います。分かりやすさから、「聖籠町部活動ガイドライン」としたらどうでしょう。

○委員

表現の中に、「部活動」を入れた方がよいと思います。スポーツ・文化活動とすると含む範囲が広がります。

○議長

ガイドラインの名称は「聖籠町部活動ガイドライン」としたいと思います。他にないようなので、「2」について、事務局お願いします。

○事務局

(「2 学校における部活動の位置付け」について読み上げる。)

○議長

「2」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

総則には、「スポーツや文化、科学等」とあるので、1の「スポーツや文化及び科学等」も合わせた方がよいのではないのでしょうか。

○議長

他にないようなので、「3」について、事務局お願いします。

○事務局

(「3 対象となる部活動の定義 (位置付け、指導者、保険等)」について読み上げる。)

○議長

「3」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

ないようなので、「4」について、事務局お願いします。

○事務局

(「4 活動時間及び休養日等の基準」について読み上げる。)

○議長

「4」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○委員

(3)オについて、地域部活動についても校長の承認が必要でしょうか。今まで、スポネットせいろうではこのような承認という手続きは取ってこなかったのが確認のためです。

○委員

学校として知っていることは必要ですが、承認までは必要はないと思います。

○事務局

承認までは求めず、届け出るということで問題がなければそのようにしたいと思います。

○委員

もし、仮に地域部活動の遠征中に事故にあった場合には責任の所在はどのようになるのでしょうか。保険はスポーツ安全保険の対応となりますが。

○事務局

スポーツ少年団で事故があった場合の責任はスポネットせいろうの最高責任者となると思います。そうすると、地域部活動の所管はスポーツ少年団と同様にスポネットせいろうですから、スポネットせいろうの最高責任者となると思います。

そうすると承認ではなく、届出でよいですね。文言を修正します。

○議長

他にないようなので、「5」について、事務局お願いします。

○事務局

(「5各実施主体及び指導者の責務」について読み上げる。)

○議長

「5」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

「5各実施主体及び指導者の責務」という見出しと(1)から(5)の内容が一致していないような気がします。「5各実施主体及び指導者の責務と関係」がよいと思います。

○議長

(5)公式大会前の練習についてです。4(3)オにも承認の問題がありましたが、地域部活動で延長する場合は校長の承認は必要でしょうか。

○委員

ガイドラインを越えて練習が必要ということなので、ここは承認が必要だと思います。

○議長

(5)は学校部活動を想定していたのですが、地域部活動でも大会前で延長する場合もあるのでしょうか。

○委員



(5)の練習時間の延長についてですが、公式大会以外でも延長する場合が想定されるので、公式大会に限定しない方がよいのではないのでしょうか。

○事務局

生徒が部活動に参加する様態は、通常の練習(練習試合を含む)への参加、中体連主催の公式大会への参加、中体連以外の民間や協会主催の大会への参加の大きく分けて三つと考えています。大会参加以外を除くと通常の練習への参加のみなので、この通常の練習の延長が認められるのは、中体連主催の公式大会前のみと考えています。もし、中体連以外の民間や協会主催の大会前まで含めると、練習時間の延長が頻繁に行われ、中学生に過度の練習時間を課する場合が生じることが危惧されます。原則として、練習時間の延長については、学校部活動であれ、地域部活動であれ、中体連主催の公式大会前の練習とすると限定してよいのではないのでしょうか。

○委員

練習時間の延長は基本ないというスタンスがよいと思います。延長はあくまでも例外的な扱いとし、その例外が公式大会前のみとした方が分かりやすいです。

○議長

練習はあくまでも休業日は3時間程度とし、延長を認めるとしたら公式大会前のみとするということをガイドラインとして提言するということがよいですね。そうすると(5)はこのままでよいですね。

○議長

他にないようなので、「6」について、事務局お願いします。

○事務局

「6 指導に当たっての留意事項」について読み上げる。

○議長

「6」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

(3)の表題は「効率的・効果的な練習」とありますが「効率的・効果的な指導」とした方がよいと思います。練習方法だけでなく、言葉掛けであったりフィードバックであったり、包括的な内容を含むからです。

○議長

他にないようなので、「7」について、事務局お願いします。

○事務局

「7その他」について読み上げる。

○議長

「7」についてご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

本委員会は、学校部活動や地域活動に実際に携わっている方から直接意見をいただいて、すぐに方向性を確認することができてとてもよい検討委員会だと思います。

他にないようなので、「(5)その他」、事務局お願いします。

(5) その他

○事務局

今後の予定ですが、第5回目は、以下のように予定しています。

第5回 令和4年8月 提言の答申、ガイドライン最終検討他  
議事録については事務局から各委員に送付しますので、内容の確認をお願いします。  
す。なお、議事概要のみの記載とさせていただきますのでご了承ください。

○議長

以上で議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

3 その他

○事務局

杉崎委員長様、円滑な議事進行にご尽力いただきありがとうございました。事務局から、連絡を2点お願いします。

第5回については、8月開催の予定です。ついては、お手元の事務連絡について、今月末までに佐藤へお願いします。今、分かる場合は、この場でご提出いただいても 結構です。

また、予定としていた検討会議は今回で終了ですが、予算的にはもう1回ほど可能ですので、今年度中に新たにご検討いただく議題が発生した場合はお集まりいただくこともありますので、その時はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局

最後に、閉会のあいさつを教育未来課長が申し上げます。

4 閉会のあいさつ

○教育未来課長

本日は大変お疲れ様でした。杉崎委員長様、各委員様活発なご検討ありがとうございました。

学校部活動の地域移行については、理屈は分かっているのですが、実際の移行となると難しい面も多く出てくるものと思います。事務局としても、国の動向等も含め、情報収集をしっかりと行っていきたいと思いますので、皆様からまたお力添えをいただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(文責は事務局)